

2020年3月吉日



休会制度導入のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧に預かり誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社は、2020年4月1日（水）より弊社の会則を改定し、新たに休会制度を導入することとなりました。主な変更点は、下記のとおりとなります。

【会 則】

第15条（休会）

本クラブ会員が1ヶ月以上の期間に亘り本クラブを利用できない事由が生じた場合には、所定の休会届を提出し、本クラブの承認を得て休会することができます。

- （1） 会員は休会期間中であっても本クラブが定めた休会費を納入するものとします。
- （2） 年一括払いの会員については休会の適用となりません。

第16条（復会）

休会中の本クラブ会員は、復会しようとする時、所定の復会届を提出することにより、随時復会することができます。復会日の該当月より会費は所定の会費とします。

【細 則】

第9条（休会および休会続き）

- （1） 会則第15条の休会費は、休会手続きをした当該月より復会する迄の期間中、月2,000円（税別）を支払うものとします。
- （2） 休会される場合は、それを希望される月の前月20日迄に所定の休会届にご記入の上フロントへご提出下さい。

株式会社ソプラティコ
フィットネスクラブ ソプラティコ狭山